

## 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

西置賜郡白鷹町につきましては、平成 25 年 9 月 1 日（日）～平成 25 年 9 月 30 日（月）まで、期間が延長されます。

県名	自治体名	送付先	取扱期間
山形県	長井市	〒993-8601 山形県長井市ままの上 5 番 1 号 長井市役所	平成 25 年 8 月 1 日（木）から 平成 25 年 8 月 31 日（土）まで
	西村山郡大江町	〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢 882 の 1 大江町災害対策本部	平成 25 年 8 月 1 日（木）から 平成 25 年 8 月 31 日（土）まで
	西置賜郡白鷹町	〒992-0831 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 488 白鷹町健康福祉センター内 白鷹町健康福祉課福祉係	平成 25 年 8 月 1 日（木）から 平成 25 年 8 月 31 日（土）まで

※ 今後、このたびの大雪による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行う救助団体の、追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、隨時、ゆうびんホームページでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】<http://www.post.japanpost.jp/>